

第3章 第3次計画の基本方針

1 基本的な考え方(計画の体系)

近年、社会環境の変化等に伴い、生活習慣病が増加し、悪性新生物・心疾患・脳血管疾患・肺炎が本市の死因の約6割を占める状況にあります。また、急速な高齢化により、寝たきり高齢者が増加しており、医療費や介護給付費の増加が続いています。

本計画では、「市民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」をビジョンに掲げ、「健康寿命の延伸」と「健康格差の縮小」を目標としています。

このためには、若い世代から生活習慣病予防や重症化予防など「個人の行動と健康状態の改善」、ボランティア活動や居場所づくりなどの環境整備や誰もがアクセスできる健康増進のための社会基盤整備など「社会環境の質の向上」、そして胎児期から高齢期に至るまでの「ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり」に取り組む必要があります。

また、ビジョン実現のためには、「誰一人取り残さない健康づくり」と「より実効性をもつ取組」が必要となります。「誰一人取り残さない健康づくり」として、多様化する社会において「集団や個人の特性を踏まえた健康づくり」、健康無関心層の健康づくりに寄与する「健康に関心が薄い者を含む幅広い世代へのアプローチ」、そして「多様な主体による健康づくり」を進めることが必要です。

「より実効性をもつ取組」として、「目標の設定・評価」については、次章「分野別の健康課題と目標」において、国・県の目標値を勘案しつつ、本市の現状やエビデンスを踏まえ、客観的な評価が可能な目標設定に努めました。また、「具体的な取組の実行」として、項目ごとに「今後の具体的な取組」を策定し、実行状況を評価していきます。さらに、SNS やアプリ等「ICT の利活用」を進めていきます。

計画の体系

